

岩手県立大学における学生への経済支援 （学業奨励金および授業料免除制度）

高橋 一夫

（岩手県立大学 学生支援室長）

はじめに

岩手県立大学は、平成一〇年四月に開学し、今年で開学一三年目を迎えている。平成一七年度には、公立大学法人岩手県立大学に法人化された。

本学は四学部（看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部）、四研究科（看護学研究科、社会福祉学研究科、ソフトウェア情報学研究科、総合政策研究科）及び二短期大学部（盛岡短期大学部、宮古短期大学部）で構成されており、約二、六〇〇人の学生が在籍している。

本学の学生に対する経済支援方策について紹介する前

に、本学設立の背景と学生の経済状況について触れておきたい。

ひとつは、県立大学基本構想検討委員会が設置された平成六年当時、岩手県では大学進学率が二九・七%であったが、大学収容力は一〇・七%と低位にあり、進学希望が高まる状況の中で、大学の収容力の拡大を図り、県内の進学需要に応える必要があった。

ふたつは、長寿社会、高度技術に立脚した産業振興、若者の定着、国際化などの諸課題に対応した地域社会を支える優秀な人材の育成を、県として図る必要があった。

このような背景で、四学部部に二短大部を併設する総合大の開設に至ったところである。

次に、本学学生を取り巻く経済状況についてだが、県民所得は、国民所得と比較し一人当たり八一・二%（岩手県「県民経済計算」（平成一九年））と低位である。また、岩手県は北海道に次ぐ広大な面積を有した県であり、県内出身者であっても親元を離れて一人暮らしをする学生が多く、経済的な負担となっている。

このような状況の中で、本学独自の支援策として「学業奨励金」及び「授業料免除制度」を設け、学生に対して経済面の支援を行っているところである。

一 学業奨励金

本学独自の制度として、「学業奨励金」があり、平成一〇年度岩手県立大学の開学とともに開始したものである。平成一七年度からは大学法人化とともに、公立大学法人岩手県立大学学業奨励金（以下「学業奨励金」という。）として貸与、返還金の管理等を行っている。

その目的は、優秀な学生を確保し、岩手県立大学の水準維持・向上を図り、指導的役割を果たす人材の育成に寄与するとしている。学業奨励金の貸与により、優秀な学生が岩手県立大学に入学する呼び水とし、入学した優秀な学生を教育し、さらに岩手県内への就職を誘導するための奨学

別表1 学業奨励金の概要

	第1種奨学生	第2種奨学生	大学院奨学生
対象者	推薦入試（全国推薦及び編入学を除く）により入学した学部・短大部1年次生で、他の学生の模範となる資質を有すると認められる者	学部2年次生で、学業成績、学業態度等が他の学生の模範となると認められる者	大学院入学生で、将来、教育・研究者、高度の専門性を有する職業人として活動する能力があると認められる者
貸与額	月額 30,000円 (家計収入・所得状況により20,000円を加算する場合有)		月額 50,000円
貸与期間	学部生：入学年度から4年間 短大生：入学年度から2年間 (但し、各年次の学業成績により、停止又は廃止になる場合あり)	採用年度から3年間 (但し、各年次の学業成績により、停止又は廃止になる場合あり)	修士・博士前期課程 2年間 博士後期課程 3年間
採用者数	各学部2名程度・各短大部各1名	各学部2名程度	各課程1名程度
その他	他の奨学金との併用可		

金として創設されたものである。平成一〇年度以降、延べ二七三名の学生に対し貸与を行っている。

学業奨励金には、第1種奨学生、第2種奨学生、大学院奨学生の三つの種別がある。

第1種奨学生は、推薦入試（全国推薦及び編入学を除く）により入学した学部生及び短期大学部生で、学業に励み、他の学生の模範となる資質を有すると認められる者を対象としている。

第2種奨学生は、学部生の二年次生で、学業成績、学業態度等が他の学生の模範となると認められる者を対象としている。

大学院奨励金は、大学院の入学生で、将来、教育・研究者、高度の専門性を有する職業人として活動する能力があると認められる者を対象としている。

学業奨励金の特徴としては、

- 1 貸与終了後の返還は無利息である
- 2 他の奨学金との併用が可能である
- 3 本学における業績が特に優秀と認められる場合及び本学を卒業後一年以内に岩手県内に本社を有する企業・団体等に就職し、所定の年数以上勤務した場合、貸与

した学業奨励金の全部又は一部の返還を免除する場合がある

ことがあげられる。

特に学業奨励金貸与者のうち、岩手県内に本社がある企業への就職者（免除就職者）は、返還の対象となっていない貸与者（平成二二年三月三十一日現在貸与が終了している者）二〇四名のうち、約三五％の七〇名（当初免除職に就職後、離職した者を含む）である。

なお、平成二二年度からは、毎年度成績をチェックし、基準に満たない成績・単位数の場合、交付停止等の運用をしている。

卒業・修了後、多くの優秀な人材が岩手県内へ就職するよう、今後、企業・関係団体等との連携も図るなどの取り組みを行っていききたい。

二 授業料免除制度

本学にはまた、学生に対する経済的支援として、(1) 授業料の免除、(2) 授業料の納付方法の特例制度がある。これらは、「公立大学法人岩手県立大学の授業料等に関する規則」及び「公立大学法人岩手県立大学の授業料等の納付方法及び免除に関する規程」（以下「免除規程」と

いう。)に規定しており、「授業料の納付方法の特例等に関する選考基準」に基づいて運用している。

なお、免除規程は、平成一三年各国立学校長あて文部科学省高等教育局長通知をベースとしている。

要件としては、授業料の免除については①家計基準、②学力基準、③奨学金を受給していること、のすべての要件を満たす者について適用することとしており、納付方法の特例については①家計基準のみを要件としている。

審査内容としては、母子・父子家庭問わずこれらの要件を満たした者の中で、経済的困窮度が高い順(免除基準額と当該家庭の認定所得額の差額が大きい順)に予算の範囲内で選考している。

免除に充てる予算(即ち免除枠)は、平成二二年度現在、授業料収入予定額の七%以内と免除規程において定められている。

この免除枠については、平成二〇年度以前は当該年度の授業料収入予定額の「五%以内」としていたが、平成二〇年のリーマンショックに始まる経済状況の悪化による経済的困窮家庭の増加を踏まえ、平成二一年度から「七%以内」に拡大したところである。このことによつて、免除額は年間二五、〇〇〇千円程度増加した。ただし、申請を

表-① 授業料の納付方法の特例及び免除の概要

	授業料の免除	授業料の納付方法の特例
根 拠	授業料等に関する規則第 14 条第 1 項	授業料等に関する規則第 3 条第 3 項
要 件	・ 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、成績優秀である者	・ 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難である者
内 容	家計状況により選考 ・ 申請した期の半額以内を免除(従来の「半額免除」に加え平成 22 年度前期から「3 分の 1 免除」を制度化)	次のいずれかを選択して申請 ・ 分割納付(4 分割を原則)納付期限の変更(各期末を限度)
選考基準 (全て満たすこと)	・ 学業成績等が一定の基準を満たすこと ・ 家計の認定所得額が一定の基準額以下であること ・ 奨学金を受給していること	・ 家計の認定所得額が一定の基準額以下であること
制 限	当該年度の授業料収入予定額の 7% 以内	なし
備 考	平成 21 年度授業料より改正適用(改正点) ・ 成績優秀者への全額免除撤廃 ・ 免除枠 5% → 7% (実際は 7.5% で運用)	

特集・経済支援

表 - ② 過去5年間の適用状況 (22.11.1 現在。大学院、盛岡短期大学部、宮古短期大学部を含む。また、人数は前期・後期あわせた延べ人数である。)

年度	授業料の免除			授業料の納付方法の特例				備考
				分割納付		納付期限変更		
	申請	承認	免除総額	申請	承認	申請	承認	
17	626名	362名	65,179千円	241名	236名	92名	91名	
18	632名	403名	65,400千円	311名	310名	73名	72名	
19	621名	447名	63,595千円	360名	356名	75名	73名	
20	692名	524名	72,535千円	351名	346名	86名	86名	後期追加免除含む
21	881名	754名	95,420千円	454名	450名	114名	111名	免除枠を7%へ拡大
22	1,019名	861名	94,697千円	504名	500名	115名	115名	1/3免除を導入

受け付け審査したところ、7%枠を大幅に上回る該当者が生じたことから、理事長特認で○. 五%を積み増し、「七・五%以内」として運用している。

制度の概要及び適用状況については表①、②のとおりである。

表①②のとおり、授業料の免除については、平成

二一年度から申請者数が大幅に増加した。そこで、平成二一年度、免除枠の拡大とともに全額免除選考方法の変更及び家計支持者死亡等の特別な事情による免除制度を創設するなど、制度の見直しを図っている。この大きな見直しの背景は、先述のとおり経済状況の悪化の影響から学生を少しでも回避させるために実施した「緊急学生支援策」がある。

日本学生支援機構が第二種奨学金の臨時採用を実施した平成二〇年度後期、本学では通常の授業料免除のほか、経済状況の悪化に伴う家計急変等により授業料の納付が困難となった学生を対象に、後期授業料免除の追加申請を受け付けた。また、主たる家計支持者が会社の倒産・解雇等により失職した場合は、学力基準を除く同基準(特例)を審査のうえ、後期授業料を全額免除とした。この結果、八二名からの申請があり七六名の授業料免除を承認した。(全額免除四名、半額免除七二名)

さらに、本学独自の緊急経済支援策として「緊急貸付制度」を創設した。本制度は卒業・修了年次生で後期授業料の納付が突然、困難になるなどの理由から、卒業・修了が出来ないなど、緊急に資金を必要とする学生を対象として、後期授業料相当額を無利子貸与するものである(返済

期限・卒業・修了後三年以内)。この制度を利用した学生は現在までに三名で、いずれも卒業・修了を果たし、現在返還中である。

このほか、業務を担当する学生支援グループでは「緊急学生相談対応マニュアル」の作成、相談窓口の設置とともに、相談内容にあわせて情報提供を行った。この相談窓口は、在学生だけでなく進学を考える高校生等が経済的理由で大学進学を断念することのないよう、大学進学を希望している高校生等及びその保護者も対象とし、県内高等学校等に周知のうえ約二か月間にわたり対応した。相談件数は在学生一二六件、高校生等八件であった。当時相談に来た高校生が翌年度入学し、現在奨学金及び授業料減免を受けているケースもあり、支援の成果であると捉えている。

これら平成二〇年度後期の取り組みから平成二一年度の制度改正へと発展し、多くの学生の経済的支援を図ることができるようになった。(表-③)

しかしながら、平成二二年度の前期においては、申請者数(五三三名)が在籍者数の二〇・七%となり、前年度前期と比較し七六名増、開学以来最も多い申請者数となった。審査の結果、基準を満たす免除対象者数も大幅に増加しており、一律に半額免除とした場合には免除枠(規程上

表-③ 「平成 21 年度授業料免除制度の改正内容」

	項目	H20 年度 以前	H21 年度	備考
①	免除枠 (金額) の拡大	授業料収入 予定額の 5% 以 内	授業料収入予定額の 7% 以内 ※基準を満たした学生は 最低でも半額免除とし、 予算が不足する場合は法 人間(学部、大学院、各 短大)での流用を可能と する。	・基準を満たした学生は全員 半額免除になる見込み(6.5 %相当)。 ・免除者の 1 割弱程度は全額 免除になる見込み。 ・従前と比較し、年間で 25,000 千円程度免除額が増 加する。
②	全額免除 者選考方 法	基準を満 たした者 の中で成 績順	基準を満たした者の中で 経済的困窮度が高い順 (予算の範囲内)	・授業料免除は経済支援策と 位置づけ、半額免除者決定 後、免除可能額の範囲内で、 極めて困窮度が高い学生を 全額免除対象とする。
③	特別な事 情の場合 の免除制 度の創設	なし	学資負担者が死亡した場合、 又は学生若しくは学 資負担者が風水害等の災 害を受けた場合は翌期の 授業料を免除する	・予算枠に縛られない免除と する(休学免除と同様)。

特集・経済支援

は授業料収入予定額の七％以内、実際の運用は七・五％以内)の關係から免除対象外となる学生が多数生じる事態となった。そのため、「半額免除」のほかに「三分の一免除」を設け、基準を満たす対象者が全員いずれかの免除を受けられるような仕組みに改め運用したところである。この改正に当たっては、理事長名で各対象学生に通知を發し、理解を求めたところである。

低迷が続く経済社会状況から、授業料減免を希望する学生が今後減少する見込みは薄く、多くの学生を支援するための適切な方策は今後とも必要である。大学の経営面にも配慮しつつ支援策を今後とも講じていきたい。

おわりに

本学では、学生が主体となって、国公立大学では東北で初の学生ボランティアセンター(以下、V C)を二〇〇八年(平成二〇年)四月に設立した。本学V Cの特徴は、大が設立し学生が運営するという点であり、こうした形態は全国的にも少ないケースである。学生たちが自主的に運営し、地元のみならず国内外に活動の場を広げており、本学学生活動の代表的な事例となっている。

本学は、初代・西澤潤一学長から現在の第三代中村慶久

学長まで「実学実践」「地域との連携」を標榜して活動を続けているが、V Cの取り組みをはじめ、ゼミやサークルによる県内各地でのフィールドワークなどを通じて、地域の方々との連携を深めている。

本学では次期中期計画においても「学生目線」及び「地域目線」を基本姿勢として取り組むこととしており、学生への経済支援については、今後ともそのような取り組みの中、さらに充実を図っていく所存である。